きることとした。また、この特別償却の適用を受ける開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入する金額は、特別試験研究費の額に該当するものとみなして、試験研究を行った場合の特別税額控除制度（租税特別措置法第一〇条、第四二条の四及び第六八条の九）の適用ができることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一条、第一八条及び第二六条関係）

(七)　被災代替資産等の特別償却制度について、対象資産から車両運搬具を除外するとともに、償却割合の上乗せ措置の対象となる中小企業者を試験研究を行った場合の特別税額控除制度の中小企業者とした上、その適用期限を二年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一一条の二、第一八条の二及び第二六条の二関係）

(八)　被災者向け優良賃貸住宅の割増償却制度は、適用期限の到来をもって廃止することとした。（旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一一条の二、第一八条の二及び第二六条の二関係）

(九)　再投資等準備金制度について、東日本大震災復興特別区域法の改正に伴い対象区域を特定復興産業集積区域とした上、その適用期限を三年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一八条の三及び第二六条の三関係）

(一〇)　帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合に土地の譲渡等がある場合の特別税率の適用除外措置（優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外措置）を適用することとする措置について、適用対象となる土地等を、一定の帰還・移住等環境整備推進法人（改正前帰還環境整備推進法人）が行う帰還・移住等環境整備事業計画（改正前帰還環境整備事業計画）に記載された一定の事業の用に供される土地等とすることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一八条の一〇及び第二六条の一〇関係）

(二)　特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、被災区域から特定被災区域への買換えに係る買換資産を東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる一定の区域内にある資産とした上、その適用期限を三年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一一条、第一九条～第二一条及び第二七条～第二九条関係）

3　資産課税

(一)　東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、住宅取得等資金を充てて新築等をした住宅用の家屋の床面積が一定の規模未満である場合には、住宅取得等資金の贈与を受けた年分の受贈者の合計所得金額の要件を一、〇〇〇万円以下（改正前二、〇〇〇万円以下）に引き下げることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三八条の二関係）

(二)　農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度における特例適用農地等の借換え特例について、福島復興再生特別措置法に規定する農用地利用集積等促進計画に基づき農地等を借り換えた場合も本特例の対象とすることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三八条の二の二関係）

(三)　利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、福島復興再生特別措置法に規定する農用地利用集積等促進事業（同法に規定する福島農林水産業振興施設の整備に係るものを除く。）により農用地等を取得した場合も本措置の対象とすることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四〇条の二の二関係）

(四)　帰還環境整備推進法人が取得をした不動産に係る所有権等の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる不動産を、一定の帰還・移住等環境整備推進法人（改正前帰還環境整備推進法人）が行う帰還・移住等環境整備事業計画（改正前帰還環境整備事業計画）に記載された一定の事業の用に供するために取得をした不動産とすることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四〇条の四関係）

(五)　東日本大震災の被災者等が建造又は取得をした船舶又は航空機に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の免税措置について、適用対象から漁船以外の船舶及び航空機に係る保存登記等を除外した上、その適用期限を五年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四一条関係）

(六)　次に掲げる措置の適用期限を五年延長することとした。

(1)　東日本大震災の被災者等が新築又は取得をした建物に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の免税措置（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三九条関係）

(2)　東日本大震災の被災者等が被災代替建物に係る土地を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四三条関係）

(3)　東日本大震災の被災者等が取得した農用地に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四〇条の二関係）

(4)　被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四〇条の三関係）

(七)　次に掲げる措置は、適用期限の到来をもって廃止することとした。

(1)　東日本大震災の被災者等が受ける本店等の移転の登記等に対する登録免許税の免税措置（旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四一条の三関係）

(2)　株式会社商工組合中央金庫が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の特例に係る適用期間の延長の特例（旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四一条の四関係）

4　消費課税

(一)　被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例措置の適用期限を二年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四三条関係）

(二)　東日本大震災の被災者が作成する船舶又は航空機の取得又は建造に係る船舶又は航空機の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置について、適用対象から漁船以外の船舶及び航空機に係る契約書を除外した上、その適用期限を五年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第五一条関係）

(三)　次に掲げる措置の適用期限を五年延長することとした。

(1)　東日本大震災の被災者等に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四七条関係）

(2)　東日本大震災の被災者が作成する代替建物の取得又は新築等に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四九条関係）

(3)　東日本大震災の被災者が作成する被災農用地の譲渡に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第五〇条関係）